

募集要領

南島原市の平成24年度採用職員を次のとおり募集します。

受付期間：7月11日(月)～8月19日(金) 当日消印有効

- 第一次試験日…9月18日(日)
- 試験職種・採用予定数および受験資格

- * 行政(大卒程度)：若干名
昭和56年4月2日～平成2年4月1日に生まれた人
- * 一般事務A(高卒程度)：若干名
昭和61年4月2日～平成6年4月1日に生まれた人(ただし、4年制大学在学者および卒業者を除く)
- * 一般事務B(身体障害者対象：高卒程度)：若干名
昭和51年4月2日～平成6年4月1日に生まれた人で、次の要件にすべて該当する人
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ② 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行ができる人
 - ③ 活字印刷文での受験ができる人

受験手続き

申込用紙は、試験案内と併せて、市役所人事課および各支所で交付します。申込用紙を郵便請求する場合は、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封して人事課へ請求してください。

※試験の方法など、詳細は試験案内をご覧ください。

これらの手続きをせずに転用した場合、原状回復を求められるほか、罰則(注2)もあります。

〔注1〕主な農地からの転用例
・建物を作る
・駐車場をつくる
・道路をつくる
〔注2〕罰則
平成21年12月15日、改正農地法が施行となり、違反転用については、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が科せられます。さらに原状回復命令違反についても同様の罰則が科せられ、知事により行政代執行されます。



☎ 人事課 ☎050(3381)5021
〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2
E-mail: jinji@city.minamishimabara.lg.jp

農地の転用(地目・使用目的変更)は
ルールを守って、慎重に!

土地の地目には、宅地、農地、雑種地などがあり、それぞれの用途に沿った利用が義務付けられています。特に農地は、宅地などの違う用途に使用すると、元に戻すことが難しいことや、農地に住宅が乱立すると有効な農地利用ができなくなることから、他の地目にするとき(転用)は、慎重に行う必要があります(注1)。

このことから、農業委員会では、農地の適正かつ効率的な利用のための管理を行っています。農地を転用する場合には、農業委員会(知事)の審査、許可を必ず受けてください。

〔注1〕主な農地からの転用例
・建物を作る
・駐車場をつくる
・道路をつくる
〔注2〕罰則
平成21年12月15日、改正農地法が施行となり、違反転用については、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が科せられます。さらに原状回復命令違反についても同様の罰則が科せられ、知事により行政代執行されます。

地域物産開発販売支援事業
地域資源を利用した
新商品の開発を支援します

☎ 商工観光課 ☎050(3381)5032

市は、市内で収穫・加工される南島原市地域資源(一覽参照)を利用した新商品の開発に対して支援します。これらの開発を検討している人または事業所は、お気軽にご相談ください。

● 対象
南島原市内に住所を有する個人、地域団体または中小企業者

● 補助率および補助限度額
・対象経費の2分の1以内
・限度額50万円

7月29日(金)



- 〔南島原市地域資源一覽〕
- 水産物
たいじか・あまたい・ふぐ・あじ・イサキ・あわび・さば・あこ・ひらめ・ぶり・いわし・かさこ・わかめ・サメ(ツカ)
 - 農産物
大根・人参・白菜・玉ねぎ・トマト・きゅうり・レタス・苺・スイカ・メロン・アスパラガス・フロックリー・にがり・馬鈴薯・びわ・なし・もも・米・牛・豚・鶏・イノシシ・しいたけ・鹿
 - 鉱工業品
島原手延そうめん・長崎の清酒・焼酎・水産練り製品・カステラ・皿うどん・貝雑煮・雲仙山系の涌水・檜材・ろくべえ
 - 観光資源
長崎の教会群とキリスト教関連遺産・谷水棚田・野田浜・白浜海水浴場・西望公園・原城温泉・島原の乱追悼祭・早崎海峡のイルカ・島原半島ジオパーク

地籍調査が始まります

☎ 地籍調査課 ☎050(3381)5036

地籍調査の一筆地(現地)調査を、下記の地区で実施します。

- ① 加津佐町 水月名の一部
- ② 南有馬町 吉川名の一部
- ③ 北有馬町 今福名の一部
- ④ 西有家町 龍石名の一部
長野名の一部
- ⑤ 深江町 大野木場名の一部



※調査の対象者には、後日説明会の通知をします。また、7月からの調査が円滑に進むよう、土地の境界の確認、見通しの悪い境界の伐採を事前に行っておいてください。

地籍調査とは?

一筆ごとに土地の所有者、地番、地目、面積などを調査することです。今年、7月から実施します。

～犯罪のない明るい社会を目指して～
第61回「社会を明るくする運動」

南島原市中学生弁論大会

☎ 「社会を明るくする運動事務局」
人権・男女共同参画室内
☎050(3381)5035

「社会を明るくする運動」が7月を強調月間として全国的に展開されます。この運動の一環として、中学生による弁論大会を開催します。犯罪のない、明るい社会を訴える中学生の声を聞きに、ぜひご来場ください。



- ☎ 7月22日(金) 午後1時30分開会
- ☎ ありえコレジヨホール
- ☎ 少年の非行防止、健全育成、地域活動への参加など
- 出場者/16人(南島原市内中学校代表各2人)